

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定に基づき、なお従前の例により在任する海区漁業調整委員会の委員について、解職の請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟海区 383

佐渡海区 209